

日 新 電 機 株 式 会 社 定 款

日 新 電 機 株 式 会 社 定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商 号)

当社は日新電機株式会社と称する。

英文にては N i s s i n E l e c t r i c C o . , L t d . と表示する。

第 2 条 (目 的)

当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 電気機械器具の製造及び販売
2. 産業用機械器具並びに装置の製造及び販売
3. 計量器その他一般機械器具の製造及び販売
4. 電気工事その他建設工事の設計、監督及び請負
5. 薄膜形成技術並びに表面処理技術等を利用した産業用材料・部品・製品の製造、加工及び販売
6. 前各号に関連し若しくは前各号を助成する一切の事業

第 3 条 (所 在 地)

当社は本店を京都市に置く。

但し、事業の都合により支店、出張所及び工場を便宜の地に置くことができる。

第 4 条 (機関の設置)

当社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。

第 5 条 (公告方法)

当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他のやむを得ない事由により電子公告を行うことができない場合は、京都市において発行する京都新聞並びに東京都及び大阪市において発行する日本経済新聞に掲載して公告する。

第 2 章 株 式

第 6 条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は431,329,000株とする。

第 7 条 (単元株式数)

当会社の単元株式数は100株とする。

第 8 条 (株主名簿管理人)

当会社は株主名簿管理人を置く。

第 9 条 (株式取扱規則)

当会社の株式に関する手続きや手数料等の取扱い並びに株主権の行使に関する手続きについては、取締役会で定める株式取扱規則による。

第 10 条 (単元未満株式の買増請求)

当会社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡す旨を当会社に請求することができる。

第 11 条 (単元未満株主の権利)

当会社の単元未満株主は、次の権利以外の権利を行使することができない。

1. 法令により定款をもってしても制限することができない権利
2. 株主割当による募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
3. 単元未満株式買増請求をする権利

第 3 章 株 主 総 会

第 12 条 (基準日)

当会社は、毎年3月31日を基準日として、その日の株主名簿に記録された議決権を行使することができる株主をもって、その期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

第 13 条 (招 集)

定時株主総会は毎事業年度末日後3カ月以内に、これを招集する。

第 14 条 (株主総会の招集地)

当会社は株主総会を京都市において招集する。

第 15 条 (議 長)

株主総会の議長は社長がこれにあたる。

社長が事故あるときは他の取締役がこれに代る。

第 16 条 （議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

この場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を会社に提出しなければならない。

代理権の授与は総会毎に行わなければならない。

第 17 条 （決議方法）

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってこれを行う。

第 18 条 （株主総会参考書類等の電子提供措置）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役及び取締役会

第 19 条 （取締役の員数）

当会社の取締役は 15 名以内とする。

第 20 条 （取締役の選任）

取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議は累積投票によらない。

第 21 条 （取締役の任期）

取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了すべき時までとする。

増員のため選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。

第 22 条 （退任取締役の補充）

取締役が退任した場合法定の員数を欠かないときは、その補充選任を行わないことがある。

第 23 条 （代表取締役）

取締役会はその決議をもって、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

第 24 条 （役付取締役）

取締役会はその決議をもって、取締役会長及び社長各 1 名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

第 25 条 （取締役会）

取締役会は、特に法令又は定款に定める事項の外、当会社の重要な業務執行を決定する。

取締役会を招集するには、各取締役及び各監査役に対して会日の 3 日前までに通知を発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合は、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、かつ監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

第 26 条 （取締役会の議長）

取締役会は取締役会長が招集しその議長となる。取締役会長を定めないとき又は事故あるときは他の取締役がこれに代る。

第 27 条 （取締役との責任限定契約）

当会社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項に基づき、取締役（業務執行取締役等であるもの

を除く)との間に、会社法第423条第1項に規定される賠償責任を限定する契約を締結することができる。

但し、当該契約に基づく賠償責任の上限額は、法令に規定される最低責任限度額とする。

第 5 章 監 査 役 及 び 監 査 役 会

第 28 条 (監査役の員数)

当会社に監査役3名以上を置く。

第 29 条 (監査役の選任)

監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 30 条 (監査役の任期)

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

第 31 条 (退任監査役の補充)

監査役が退任した場合法定の員数を欠かないときは、その補充選任を行わないことがある。

第 32 条 (監査役会の招集)

監査役会を招集するには、各監査役に対して会日の3日前までに通知を発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第 33 条 (監査役との責任限定契約)

当社は、会社法第427条第1項に基づき、監査役との間に、会社法第423条第1項に規定される賠償責任を限定する契約を締結することができる。

但し、当該契約に基づく賠償責任の上限額は、法令に規定される最低責任限度額とする。

第 34 条 （事業年度）

当会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第 35 条 （剰余金の配当の基準日）

株主総会の決議により、毎事業年度末日を基準日として、その日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

そのほか、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、その日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

第 36 条 （自己株式の取得）

当社は、取締役会の決議をもって、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

第 37 条 （配当金の除斥期間）

期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

附 則

1. 変更前定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の削除及び変更後定款第18条（株主総会参考書類等の電子提供措置）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6カ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

改 正

1982. 6. 29 ・ 1991. 6. 27 ・ 1994. 6. 29

1998. 6. 26 ・ 2002. 6. 27 ・ 2003. 6. 27

2004. 6. 25 ・ 2005. 6. 28 ・ 2006. 6. 28

2009. 6. 24 ・ 2011. 6. 23 ・ 2014. 6. 24

2014. 12. 25 ・ 2015. 6. 23 ・ 2022. 6. 17